

規 則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十一号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二号を加える。

四 条例第四条第一項第四号に掲げる職員 市町村立の中学校等（中学校及び義務教育学校の後期課程をいう。以下同じ。）の夜間学級における授業のための勤務

五 条例第四条第一項第五号に掲げる職員 市町村立の中学校等の夜間学級以外の学級における授業のための勤務

第八条を第九条とする。

第七条第二項中「第五条第一項第一号」の下に「及び条例第七条の二第一項」を加え、同項に次のただし書きを加え、同条を第八条とする。

ただし、条例第七条の二第一項の特殊勤務手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

一 出張中の場合

二 研修中の場合

三 勤務しなかった場合（学校職員の給与に関する条例第十三条において職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第二十一条第一項の規定を準用する場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「補償法」という。）第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）に定める派遣職員の派遣先での業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）に定める派遣職員の派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第

二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病又は同条例に定める退職派遣者の特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤（当該特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）

第六条の次に次の一条を加える。

（夜間学級担当手当）

第七条 条例第七条の二第一項の教育委員会規則で定める額は、同項に規定する職を占める学校職員の職務の級に応じて、次の各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項及び第三項において「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数とす、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

一 一級 一万四千元

二 二級 一万八千元

三 特二級 一万九千元

四 三級 二万円

五 四級 二万千元

2 学校職員の給与に関する条例第十二条の六の規定による管理職手当の支給を受ける者に係る条例第七条の二第一項の教育委員会規則で定める額は、前項の規定

にかかわらず、同項の規定による額に百分の八十を乗じて得た額とする。

3 条例第七条の二第二項の教育委員会規則で定める夜間の業務は、勤務時間条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後七時後翌日の午前六時三十分前に行われる業務とする。

別表小学校の項中「小学校」の下に「等」を加え、同表中学校の項中「中学校」の下に「等」を加える。

別表備考二中「小学校」の下に「等（小学校及び義務教育学校の前期課程）」を加え、同表備考三中「中学校」の下に「等」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。